

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○政治資金規正法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容）</p> <p>第十四条 政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対してする支出で金銭によるもの（以下この条及び次条において「政策活動費の支出」という。）については、政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、<u>第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一条改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後</u>に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等について原則としてその記載の全部の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、<u>早期に検討が加えられ、その結果に基づいて施行日までに必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p> <p>（政治資金に関する独立性が確保された機関の設置）</p>	<p>附則</p> <p>（政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容）</p> <p>第十四条 政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対してする支出で金銭によるもの（以下この条及び次条において「政策活動費の支出」という。）については、政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、<u>第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一条改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後</u>に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、<u>早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。</u></p> <p>（政治資金に関する独立性が確保された機関の設置）</p>

第十五条 政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて施行日までに必要な措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第十六条 [略]

2・3 [略]

4 前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を用途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、政治団体による当該政治団体の役員又は構成員に対する渡切りの方法による経費の支出(以下この項において「渡切りによる支出」という。)の状況その他当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて渡切りによる支出の禁止その他所要の措置が講ぜられるものとする。

第十五条 政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第十六条 [略]

2・3 [略]

4 前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を用途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。